

山田町立学校給食センター給食用物資購入要領

(趣旨)

- 1 この要領は、山田町立学校給食センター（以下「給食センター」という。）が学校給食用賄材料物品（以下「給食用物資」という。）の購入に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(物資の購入)

- 2 パン、米飯及び牛乳を除く給食用物資を購入しようとするときは、給食センターに登録された指定業者（以下「納入業者」という。）より入札又は見積り合わせにより購入するものとする。ただし、山田町教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(登録資格要件)

- 3 納入業者の登録資格要件は、次の事項を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。
 - (3) 町内又は宮古市、大槌町、釜石市のいずれかに本社又は営業所を有し、堅実な経営が行われていること。
 - (4) 食品製造業、加工業、販売業を営む法人又は個人で営業年数が2年以上を経過していること。
 - (5) 食品に関する諸法令を遵守していること。
 - (6) 国税及び町税の滞納がないもの。
 - (7) 従業員の健康管理が十分おこなわれていること。
 - (8) 学校給食センターの所要量を納品できる能力が十分で、指示された日時に確実に納入できること。
 - (9) 山田町暴力団排除条例（平成25年山田町条例第8号）第2条第1号から第4号に該当する者でないこと。

(納入業者の登録申請及び登録)

- 4 納入業者の登録を受けようとする者は、毎年度町の指定する期間に次に定める書類を添えて給食センターに提出しなければならない。
 - (1) 登録申請書
 - (2) 納税証明書の写し全ての申請者は、前年において納付した国税（法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税）に係る納税証明書の写し又は原本（発行後3ヶ月以内のもの）を提出するものとする。

(3) 町税の滞納がないことの証明書

町内に主たる営業所を有する者及び法人の代表が町内に住所を有する者は、山田町に納付すべき全ての町税に係る滞納がないことの証明書（証明願）を提出するものとする。

なお、法人の代表者が町内に住所を有する場合は、当該代表者個人分も提出するものとする。

- (4) 許可又は認可を要する営業にあつては当該許可等を受けていることを証する書類の写し
- (5) 所管保健所発行の食品衛生監視票の写し
- (6) 従業員の腸内細菌検査成績表
- (7) その他教育長が特に必要と認める書類

5 町は、登録申請書を受理したときは、納入業者としての適格性を審査し、適格と認めるときは、「山田町立学校給食センター指定納入業者」として指定するものとする。

(物資の入札及び見積り合わせ)

6 納入業者は、当該年度に限り給食用物資の入札及び見積り合わせに参加することができるものとする。ただし、納入業者は入札及び見積り合わせの際次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 見積りをする食品の成分分析表の写し（生肉、生魚、貝類、藻類、野菜、果実類を除く、「食品規格書」にのみ記入されてあるもの）
- (2) 指定物資の見本品
- (3) その他教育長が特に必要と認める書類

(契約)

7 給食物資の単価契約は、年間契約、学期契約、月間契約及び半月契約とし、入札及び見積り合わせにより落札者が決定したときは、ただちにその旨を落札者に通知し、給食用物資の単価契約を締結するものとする。ただし、物資の入札及び見積り合わせにより発注した時は、給食用物資単価契約を締結し通知したものとみなす。

【表1：物資毎の契約期間】

契約期間	品目等名称
年間契約物資	味噌、醤油
学期契約物資	調味料類、こんにやく、豆腐類
月間契約物資	肉類、魚類、貝類、藻類、その他
半月契約物資	野菜、果実等

野菜、果実類、魚類、貝類及び藻類の落札は、地場産物の活用を推進するため、見積書の提出期限内に提出が行われた業者の中から、次の順により納入業者を決定する。ただし、給食の献立や給食費の残額状況により、この決定内容によらずして発注することもある。

【表 2：契約の優先及び内容】

優先順位	決定内容
優先順位 1 位	町内産の給食物資の価格を提示した者（該当者が 2 者以上の場合は、最低価格を提示した者）
優先順位 2 位	町内産の給食物資を提示した者がいない場合において、県内産の給食物資の価格を提示した者（該当者が 2 者以上の場合は、最低価格を提示した者）
優先順位 3 位	町内産及び県内産の給食物資を提示した者がいない場合において、国内産の給食物資の価格を提示した者（該当者が 2 者以上の場合は、最低価格を提示した者）
優先順位 4 位	優先順位 1 位、2 位及び 3 位に該当する者がいない場合は、最低価格を提示したもの。

一般物資※及び肉類の落札は、見積書の提出期限内に提出が行われた業者の中から、産地の指定がない場合において、原則、最低価格を提示したものとする。ただし、衛生管理の状況や、食味等により、この決定内容によらずして発注することもある。

※一般物資とは、野菜、果実類、魚類、貝類、藻類及び肉類以外の物資

（発注及び納品）

8 給食用物資は、魚類、肉類、貝類、藻類及び一般物資は原則月毎、野菜及び果実類は半月毎に発注するものとする。

9 給食用物資は、見本と同じか又は見本と同等以上のものを納入しなければならない。

10 給食用物資の納入日及び納入時間は次に定めるとおりとする。ただし、給食センターが別に指示した場合はその指示に従わなければならない。

（1） 前日納品 野菜・果実類・魚類※1・貝類※1・藻類※1（午後 3 時 20 分～午後 4 時）

（2） 当日納品 肉類・魚類※2・貝類※2・藻類※2・大豆製品（午前 7 時 30 分～午前 8 時）

（3） 前週納品 缶詰類・添加物・調味料等（午後 3 時 20 分～午後 4 時）

※1 は冷凍品に限る。※2 は冷凍品以外のもの。

（発注取り消し変更等）

11 すでに発注済の物資について、取り消し、変更等があるとき又は納入業者において納入不能となったときは、納入予定日 3 日前までに連絡するものとする。ただし、不慮の事故等の場合は早急に連絡するものとする。

（検収）

12 納入された物資は、発注書、納品書により検収しなければならない。検収は、単に量目の検収にとどまらず、鮮度、大小、汚染度についても検査することとし、計量不足又は不良品、不適格であった

ときは、適格品に取替え不足量の納入を求めるものとする。

(納入代金の請求及び支払い)

- 13 納入業者は、納入した給食用物資の代金を翌月末までに請求するものとし、町は適正な請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。
- 14 この要領に定めのないものは、山田町財務規則によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。